なされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六十三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第八十項とし、同条第六十二項中「第五十項」を「第六十七項」に、「第六十項」を「第七十七項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に、「第四十九項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第六十一項を同条第七十八項とし、同条第六十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第五十九項中「第五十項後段」を「第六十七項後段」に、「第五十七項」を「第七十四項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第五十八項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第五十七項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第五十六項を同条第七十三項とし、同条第五十五項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第五十四項中「第五十一項」を「第六十八項」に、「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第五十二項」を「第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第五十三項中「第五十一項」を「第六十八項」に、「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第五十二項を同条第六十九項とし、同条第五十一項中「第四項、第十九項若しくは第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第六十三項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十九項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第六十七項とし、同条第四十九項中「第四十六項本文」を「第六十三項本文」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第四十七項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第六十四項とし、同条第四十六項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十八項」を「第六十五項」に、「第四十九項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第六十二項とし、同条第四十三項中「第四十項若しくは第四十一項」を「第五十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第四十二項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項中「第四十四項」を「第六十二項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を加え、「場合又は」を「場合（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）」に、「には」を「（同法第七十五条の二第十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項」を「第四十八項（第四十九項（第五十項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第五十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「これら」を「で第四十八項」に、「、これら」を「、同項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第三十七項を同条第五十六項とし、同条第三十六項を同条第五十五項とし、同条第三十五項を同条第五十四項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第五十四項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項から第五十六項まで」に、「第三十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十八項まで、第四十一項（第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七項及び第四十八項（第四十九項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項及び第四十一項」に、「第二十七項の」を「第四十七項の」に、「第二十八項及び第二十九項の」を「第四十八項の」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十八項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第五十二項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第五十三項又は第五十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同項の前に次の八項を加える。

39　前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二十四条第五項に規定する公益法人等をいう。第四十一項及び第四十六項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第四十一項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。